

令和7年度の確定給付企業年金における監査結果について

1 監査目的

確定給付企業年金に係る監査は、確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主（以下「事業主」という。）及び企業年金基金（以下「基金」という。）の事業運営が確定給付企業年金法関係法令及び確定給付企業年金規約等に基づき適正に実施されているか個別かつ具体的に検証し、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、適正かつ効率的に運営されるよう指導を行うことを目的に実施しています。

2 監査対象

厚生労働省年金局長から通知された監査実施要綱に基づき、当厚生局において毎年度実施計画を策定し、監査の対象となる事業主及び基金を選定しています。

また、書面監査の結果を踏まえ、さらに事実関係等を確認する必要があると認められる場合には、実地監査を実施しています。

3 監査内容

事業主については、適用状況、加入者に関する事項、給付に関する事項、掛金に関する事項、財務及び会計に関する状況、業務概況の周知状況、資産運用に関する事項、個人情報保護及び特定個人情報の取扱いに関する事項について、監査を実施しています。

加えて、基金については、代議員及び理事等に関する事項、福祉事業に関する事項について、監査を実施しています。

なお、当厚生局ホームページに書面監査における監査資料を掲載しています。

4 監査結果

監査時の指摘事項は、事業主及び基金から文書による「改善計画書」の提出を求め、必要な是正改善措置の内容確認を行っています。

なお、令和7年度において事業所に実施してきた監査における指摘事項は以下のとおりですので、確定給付企業年金の事業運営の自主的な点検を行う際等にご活用ください。

区分	令和7年度 確定給付企業年金監査結果（主な指摘事項）
加入者	○確定給付企業年金法施行令第50条の2第1項、50条の4第1項、54条の7及び65条の19第1項に基づき、資格を喪失した加入者等へ脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について説明を行うこと。
給付	○裁定請求書について、確定給付企業年金法施行規則第33条に基づく生年月日を証する書類を添付すること。
業務概況	○確定給付企業年金に係る業務概況の加入者への周知については、確定給付企業年金法施行規則第87条に規定する周知事項を毎事業年度1回以上、適切な方法により実施すること。
個人情報保護	○「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」10-4に基づき、個人データの適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行うこと。
個人情報保護	○「企業年金等に関する特定個人情報の取扱いについて」（平成27年10月5日年発1005第2号）の別紙「企業年金等に関する特定個人情報の取扱い準則」第3(1)及び(2)に基づき、個人番号を取り扱う事務の範囲及び個人番号を取り扱う事務において取り扱う特定個人情報等の範囲を明確化すること。
個人情報保護	○「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」10-3(4)及び「個人情報の漏えい等事案が発生した場合の私的年金分野における個人情報取扱事業者の対応について」（平成29年5月30日年発0530第5号）に基づき、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合における適正な報告体制を確立すること。